## 北区国民健康保険の保険料改定等に関する要請書

日本共産党北区議員団 幹事長 山崎 たい子

日頃より区民福祉向上にご尽力いただいていることに敬意を表します。

1月16日の特別区長会と翌日の区長会役員会において、2017年度の特別区国民健康保険料改定案が示され、金額、保険料率とも、この5年間で最大の値上げ幅となることが明らかになりました。

これを受けて1月26日に開催された北区国民健康保険運営協議会では、北区の一人当たりの平均保険料が11万2656円になることが示されました。北区でも都と同様、金額、率ともこの5年間で最大の値上げ幅となり、前年比では都の7252円を上回る7430円の値上げとなります。国保加入者の生活実態を考慮するならば、今回の保険料値上げは到底容認できません。

この間の保険料算定方式の変更により、障がい者、寡婦・寡夫、多子世帯の保険料負担が軽減されないという弊害が生まれています。国民皆保険制度の下で、医療費が払えないなどの理由で必要な医療が受けられない状況があってはならないことを、あらためて指摘し、以下、保険料改定等について改善を要請するものです。

記

- 1、国民健康保険料を値上げしないこと。
- 2、国と東京都に、高すぎる保険料を抑制する最大限の支援を求めること。
- 3、保険料の支払いで生活保護基準以下となる場合の保険料を減免する境界層措置の導入を国にはたらきかけること。あわせて、北区としての措置も検討すること。
- 4、障がい者、寡婦・寡夫、多子世帯に対する北区独自の保険料減免を実施すること。
- 5、保険料の減免制度と医療費の一部負担減免制度(法 44 条)の活用を促進すること。